

# 県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱

令和6年1月19日施行

## (趣旨)

第1条 知事は、福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間中の本県への更なる誘客促進や観光消費の拡大、県内周遊の促進を図るため、貸し切りバスを利用した団体旅行を実施する旅行会社に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほかは、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた旅行会社をいう。

### (2) 旅行商品

旅行会社が催行する募集型・受注型企画旅行商品をいう。

### (3) 観光施設

学習、体験、見学、食事などで最低30分程度の時間が確保されているものに限る。なお有料、無料は問わない。

### (4) 事業の開始

補助を受けようとする全ての団体旅行商品のうち、最初の出発日をいう。

### (5) 事業の終了

補助を受けようとする全ての団体旅行商品のうち、最後の帰着日をいう。

## (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下、補助事業という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する事業とする。ただし、知事が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 令和6年4月1日出発から同年6月30日出発まで（7月2日チェックアウト分まで）に催行される大分県を目的地とする団体旅行商品であること。

(2) 貸し切りバスを利用し大分県を観光する旅行商品であること。

(3) 次のいずれかに該当するもの。

ア 大分県内の宿泊施設に1泊以上宿泊する旅行商品で、大分県内の観光施設（※）を県内の宿泊数に3を乗じた箇所以上訪問すること。そのうち、大分市・由布市・別府市以外の市町村の観光施設を1泊につき2箇所以上訪問すること。ただし、1つの旅行商品につき、2泊までを上限とし、地方公共団体が運営する宿泊施設は除く。

イ 日帰りの旅行商品で、大分県内の観光施設を5箇所以上訪問すること。そのうち、大分市・由布市・別府市以外の市町村の観光施設を3箇所以上訪問すること。

(4) 商品名に「湯ったりとおおいた満喫キャンペーン」と県が指定するロゴマークの両方又はそのどちらかを明示して、販売する旅行商品であること。

(5) 以下を対象とする旅行商品でないこと。

ア 学校行事として実施する旅行

イ 国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行

ウ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

エ その他、県が補助金を支出するにあたり不適切と認める旅行

(補助対象事業者の指定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、実施しようとする補助事業について、あらかじめ知事の指定を受けなければならない。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、原則として事業の開始までの1ヶ月前までに補助対象事業者指定申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請を受け付けた場合、その内容について調査し、第1条の趣旨に合致すると認めるときは、当該事業者に対してこの要綱を適用する事業者(以下「指定事業者」という。)として指定するものとし、補助対象事業者指定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(指定補助事業の変更)

第5条 指定事業者は、指定申請書の内容を変更しようとするときは、補助対象事業者指定変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請を受け付けた場合、その内容について調査し、引き続き補助対象事業者としての条件を整えていると認めるときは、補助対象事業者指定変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(指定の取消し等)

第6条 知事は、指定事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定の取消し、また既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により指定又は補助金の交付を受けたとき
- (2) その他本要綱に違反する行為があったとき

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとし、その限度額は、1社あたり2百万円とする。ただし本社のほか、団体旅行商品の造成を行う部署を有する支店がある場合は、その支店を1社とみなすことができる。

- 2 この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付対象となる経費(以下、補助対象経費という。)、補助金の額は事業の種類に応じて、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告を交付申請書及び事業実績報告書(第5号様式)により行うものとし、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額の算出根拠(第6号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の交付申請及び実績報告は、各会計年度につき1回限り行うことができるものとする。なお、最終期限は事業終了後60日以内とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第9条 知事は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定及び規則第13条の規定による額の確定を、交付決定通知書及び額の確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助条件)

第10条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の記載内容に変更を生じた場合は、速やかに変更承認申請書(第3号様式)により、知事の承認を受けること。

- (2) この補助金に係る帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及びその他証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 補助対象事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (4) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付及び請求）

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第12条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

- 2 指定事業者は、報告及び調査に協力しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		補助金の額
宿泊を伴う団体旅行商品	バス1台につき、30名以上で催行されるもの (乗務員・添乗員等を除く実績の参加人数)	バス1台当たり8万円に宿泊日数を乗じて得た額。
	バス1台につき、20名～29名で催行されるもの (乗務員・添乗員等を除く実績の参加人数)	バス1台当たり5万円に宿泊日数を乗じて得た額。
	バス1台につき、最大募集人数が20名以下の募集型旅行商品。ただし、対象期間内に当該旅行商品のツアー催行本数の合計が4本以上となるもの。なお、造成箇所が複数ある企業は、一つの造成箇所内での合計とする。 (乗務員・添乗員等を除く実績の参加人数)	バス1台当たり5万円に宿泊日数を乗じて得た額。
日帰り団体旅行商品	バス1台につき、25名以上で催行されるもの (乗務員・添乗員等を除く実績の参加人数)	バス1台当たり5万円。

年 月 日

補助対象事業者指定申請書

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地  
名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先

県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助対象事業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 添付書類
  - ①補助金交付申請額の算出根拠（第6号様式）
  - ②ツアー行程表（任意様式）
  - ③募集型企画旅行：パンフレット等案内書面案、ホームページ掲載案等  
受注型企画旅行：旅行代金分かる企画書面案等
  - ④誓約書
  - ⑤その他知事が必要と認める書類

# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の誓約における確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

〔法人、団体にあつては事務者所在地〕  
住 所

(ふりがな)  
氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

補助対象事業者指定通知書

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助対象事業者として指定したので通知します。

記

1 事業者の名称

2 事業者の所在地

3 指定の条件

- (1) 申請内容に変更が生じた場合、補助対象事業者指定変更承認申請書(第3号様式)により申請し、知事の承認を得なければならない。また、合併、譲渡、その他の事由により補助事業を継承させる場合も同様とする。
- (2) 次に該当する場合は指定事業者の指定の取消し及び補助金の全部及び一部の返還を命ずることができる。
  - ア 不正な手段により指定又は補助金の交付を受けたとき
  - イ その他本要綱に違反する行為があったとき

年 月 日

補助対象事業者指定変更承認申請書

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所 在 地  
名 称  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

年 月 日付けで申請した補助対象事業者指定申請書に変更がありましたので、  
県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下  
記のとおり申請します。

記

1. 事業所の名称

2. 事業所の所在地

3. 変更の理由

4. 変更の内容  
(変更前)

(変更後)

(公印省略)  
第4号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

補助対象事業者指定変更承認書

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

年 月 日付けで申請のあった変更を承認し、引き続き補助対象事業者として認めます。

年 月 日

交付申請書及び実績報告書

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地  
名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先

年 月 日付け 第 号で指定を受けた事業者について、  
年度県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第8条の規定  
により、下記のとおり交付申請し併せてその実績を報告します。

記

- 1 補助金申請額 円
- 2 参加人数 ( )名
- 3 運行バス台数 ( )台
- 4 添付書類
  - ①補助金交付申請額の算出根拠（様式第6号）
  - ②最終旅程表（任意様式）
  - ③催行人数の実績が証明できるもの（任意様式）
  - ④その他知事が必要と認める書類

補助金交付申請額の算出根拠(宿泊を伴う団体旅行商品)

■補助金交付申請 合計額

0 円

旅行 件数	旅行ツアー名	旅行期間						参加 人数	最大募集人数が 20名以下の旅行 ※該当する場合、○	補助金 交付 申請額
		月	日	～	月	日	泊数			
1				～					0	
2				～					0	
3				～					0	
4				～					0	
5				～					0	
6				～					0	
7				～					0	
8				～					0	
9				～					0	
10				～					0	
11				～					0	
12				～					0	
13				～					0	
14				～					0	
15				～					0	
16				～					0	
17				～					0	
18				～					0	
19				～					0	
20				～					0	
21				～					0	
22				～					0	
23				～					0	
24				～					0	
25				～					0	
26				～					0	
27				～					0	
28				～					0	
29				～					0	
30				～					0	
<b>合計</b>						<b>0</b>	<b>0</b>		<b>0</b>	

(注1) 運行するバス1台ごとに記入すること。

(注2) 他県にまたがる団体旅行商品の場合は、大分県宿泊相当分のみを記入すること。

補助金交付申請額の算出根拠(日帰り団体旅行商品)

■補助金交付申請 合計額

0

円

旅行 件数	旅行ツアー名	旅行期間		参加 人数	補助金交付 申請額
		月	日		
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
21					0
22					0
23					0
24					0
25					0
26					0
27					0
28					0
29					0
30					0
<b>合計</b>				<b>0</b>	<b>0</b>

(注1) 運行するバス1台ごとに記入すること。

第 年 月 日  
年 月 日

交付決定通知書及び額の確定通知書

殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

年 月 日付けで交付の申請及び実績報告のあった県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金については、県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の額の確定額 金 円

3 補助条件

(1) 次に該当する場合は指定事業者の指定の取消し及び補助金の全部及び一部の返還を命ずることがある。

- ア 不正な手段により指定又は補助金の交付を受けたとき
- イ その他本要綱に違反する行為があったとき

(2) 申請書の記載内容に変更を生じた場合は、速やかに変更承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けること。

(3) この補助金に係る帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）その他証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(4) 補助対象事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(5) その他、大分県補助金等交付規則及び県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

年 月 日

交付請求書

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地  
名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定及び額の確定の通知のあった 年度県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金を交付されるよう県内周遊促進に向けた大分県団体旅行推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、請求します。

振込口座情報

金融機関名：

口座の種類：

口座番号：

口座名義：

カタカナ登録：